

添付法令資料 3 :

土地事件の処理及び解決に関する 2020 年 10 月 22 日付インドネシア共和国
農地区画大臣及び国家土地庁長官規則 No.21 (目次)
同年 11 月 23 日施行

- 第 1 章 総則 (第 1 条及び第 2 条)
- 第 2 章 訴えの受理及び配点 (第 3 条及び第 4 条)
- 第 3 章 問題及び紛争の処理及び解決
 - 第 1 節 通則 (第 5 条)
 - 第 2 節 処理 (第 6 条ないし第 16 条)
 - 第 3 節 解決の形式及び事後対応 (第 17 条ないし第 19 条)
- 第 4 章 訴訟処理 (第 20 条ないし第 28 条)
- 第 5 章 法的成果物の取消
 - 第 1 節 通則 (第 29 条ないし第 33 条)
 - 第 2 節 行政の不備及び／又は司法の不備による法的成果物の取消 (第 34 条ないし第 36 条)
 - 第 3 節 裁判所決定の執行の事後対応としての法的成果物の取消 (第 37 条ないし第 42 条)
- 第 6 章 調停 (第 43 条及び第 44 条)
- 第 7 章 慣習組織による問題及び紛争の解決 (第 45 条)
- 第 8 章 事件の処理及び解決チーム
 - 第 1 節 通則 (第 46 条)
 - 第 2 節 省庁間／組織及び省庁の事件処理チーム (第 47 条)
 - 第 3 節 地域事務局の事件処理チーム (第 48 条)
 - 第 4 節 土地事務局の事件処理チーム (第 49 条)
- 第 9 章 事件処理及び事件解決の進捗情報
 - 第 1 節 事件の処理及び解決の進捗情報 (第 50 条)
 - 第 2 節 事件データの管理 (第 51 条及び第 52 条)
- 第 10 章 モニタリング、評価及び報告 (第 53 条)
- 第 11 章 制裁 (第 54 条)
- 第 12 条 法的保護 (第 55 条)
- 第 13 条 経過規定 (第 56 条)
- 第 14 条 終則 (第 57 条及び第 58 条)